

政令第百五十六号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第七条、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の六第十八項、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十九条の二第四項及び第二百二十七条並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四十七条及び第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

地方自治法施行令目次中「第六章 削除」を削り、「第七章」を「第六章」に、「第八章」を「第七章」に、「第九章」を「第八章」に、「第十章」を「第九章」に、「第十一章」を「第十章」に改める。

第九十二条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」を、「地方自治法第七十四条第一項」に改め、「

（以下」の下に「この編において」を、「。以下」の下に「この節において」を加え、「印を」を「、印を」に改め、同条第二項中「前項」を「、前項」に、「署名し」を「署名をし、」に改め、同条第三項中「これを」を削る。

第九十九条の表第九十一条第三項から第五項までの項中「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」に改め、同表第九十二条第一項の項中「第七十四条第五項」を「第七十四条第一項」に、「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」に改め、同表第九十二条第三項及び第四項の項中「第九十二条第三項」を「第九十二条第三項ただし書」に、「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」に改め、同表第九十四条第一項の項、第九十五条の二の項、第九十五条の三の項及び第九十五条の四の項中「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」に改め、同表第九十六条第一項の項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」に改め、同表第九十六条第二項の項及び第九十七条第一項の項中「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」に改め、同表第九十八条の三第一項の項を次のように改める。

第九十八条の三第一項

地方自治法第七十四条の二及び第七

地方自治法第七十五条第六項におい

十四条の三

て準用する同法第七十四条の二及び
第七十四条の三

第九十九条の表に次のように加える。

第九十八条の三第一項
ただし書

同法第七十四条の二第十項

同法第七十五条第六項において準用
する同法第七十四条の二第十項

第二編第六章を削る。

第七百七十三条の二中「これに」を「この政令に」に、「規則でこれを」を「当該普通地方公共団体の規則で」に改め、第二編第五章第十節中同条を第七百七十三条の三とする。

第七百七十三条を第七百七十三条の二とし、第二編第五章第十節中同条の前に次の一条を加える。

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等)

第七百七十三条 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる

同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。

）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 普通地方公共団体の長 六

ロ 副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四

ハ 人事委員会の委員若しくは公平委員会の委員、労働委員会の委員、農業委員会の委員、収用委員

会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業
業の管理者 二

二 普通地方公共団体の職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる普通地方公共団体の職員を除く。

） 一

二 地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む
会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二
十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又
は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当す
る額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第二号において「地方警務官の基準給与
年額」という。）に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警視総監又は道府県警察本部長 二

ロ イに掲げる地方警務官以外の地方警務官 一

2 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる普通地方公共

団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 地方警務官以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体の長等の基準給与年額

二 地方警務官 地方警務官の基準給与年額

3 地方自治法第二百四十三条の二第一項の条例（第二号において「一部免責条例」という。）を定めている普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等が同項の規定により普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を免れたことを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該普通地方公共団体の議会に報告するとともに、当該事項を公表しなければならない。

一 当該普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた事実及び当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額

二 当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から一部免責条例に基づき控除する額及びその算定の根拠

三 地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を免れた額

4 前三項に定めるもののほか、地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第二編中第七章を第六章とし、第八章から第十一章までを一章ずつ繰り上げる。

第二百十一条の三中「においては」を「には」に改め、「読み替えて」を削り、「第二百五十二条の四十第二項に規定する議会」を「第二百五十二条の四十第二項に規定する議会からの個別外部監査の請求」に、「第二百八十七条の二第八項」を「第二百八十七条の二第十項」に、「第二百五十二条の四十第二項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」を「第二百五十二条の四十第二項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求」に改める。

第二百十二条第一項中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「においては」を「には」に、「第四項まで及び第五項前段」を「第五項まで及び第六項前段」に改める。

第二百十二条の二の表第九十二条第一項の項中「第七十四条第五項」を「第七十四条第一項」に改め、「以下」の下に「この編において」を加え、「読み替えて」を削り、「の規定による」を「に規定する」

に改め、同表第九十二条第三項の項を次のように改める。

第九十二条第三項	都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内
----------	---	-------

第二百十二条の二の表第九十二条第三項の項の次に次のように加える。

第九十二条第三項ただし書	地方自治法第七十四条第七項 都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第七項 六十二日以内
--------------	--	---

第二百十二条の三中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「においては」を「には」に、「第七十五条第五項前段」を「第七十五条第六項前段」に改める。

第二百二十二条の四の表第九十一条第三項から第五項までの項中「第七十五条第五項前段」を「第七十五条第六項前段」に改め、同表第九十二条第一項の項中「第七十四条第五項」を「第七十四条第一項」に改め、「以下」の下に「この編において」を加え、「読み替えて」を削り、「第七十五条第一項の規定による」を「第七十四条第一項に規定する」に改め、同表第九十二条第三項の項を次のように改める。

第九十二条第三項	都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内
----------	---	-------

第二百二十二条の四の表第九十二条第三項の項の次に次のように加える。

第九十二条第三項ただし書	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条第七項
都道府県及び指定都市にあつては六	六十二日以内	

十二日以内、指定都市以外の市町村
にあつては三十一日以内

第二百十二条の四の表第九十二条第四項の項、第九十四条第一項の項、第九十五条の二の項、第九十五条の三の項、第九十五条の四の項、第九十六条第一項の項、第九十六条第二項の項及び第九十七条第一項の項中「第七十五条第五項前段」を「第七十五条第六項前段」に改める。

第二百十三条第一項中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「においては」を「には」に改め、同項の表第七十六条第四項において準用する第七十四条第五項の項中「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「においては」を「には」に、「第四項まで及び第五項前段」を「第五項まで及び第六項前段」に改める。

第二百十三条の二の表第九十二条第一項の項中「第七十四条第五項」を「第七十四条第一項」に改め、「以下」の下に「この編において」を加え、「読み替えて」を削り、「第七十六条第一項の規定による」を「第七十四条第一項に規定する」に改め、同表第九十二条第三項の項を次のように改める。

第九十二条第三項

都道府県及び指定都市にあつては二
一箇月以内

	箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	
--	---------------------------	--

第二百十三條の二の表第九十二條第三項の項の次に次のように加える。

第九十二條第三項ただし書	地方自治法第七十四條第七項	地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第七十六條第四項において準用する同法第七十四條第七項
	都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内 十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内	六十二日以内

第二百十三條の二の表第九十四條第一項の項及び第九十六條第一項の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同表第九十七條第一項の項中「にあつては」を「には」に改める。

第二百十四條第一項中「第七十五條第五項後段」を「第七十五條第六項後段」に、「においては」を「

には」に改め、同項の表第八十条第四項前段において準用する第七十四条第五項の項中「にあつては」を「には」に改め、同表第八十条第一項の項中「本条」を「この項及び第三項」に改め、同条第二項中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「においては」を「には」に、「第四項まで及び第五項前段」を「第五項まで及び第六項前段」に改める。

第二百十四条の二の表第九十二条第一項の項中「第七十四条第五項」を「第七十四条第一項」に改め、「以下」の下に「この編において」を加え、「読み替えて」を削り、「第八十条第一項の規定による」を「第七十四条第一項に規定する」に改め、同表第九十二条第三項の項を次のように改める。

第九十二条第三項	都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内
第九十二条第三項ただし書	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第

第二百十四条の二の表第九十二条第三項の項の次に次のように加える。

都道府県及び指定都市にあつては六 十二日以内、指定都市以外の市町村 にあつては三十一日以内	四項前段において準用する同法第七 十四条第七項 六十二日以内

第二百十四条の二の表第九十四条第一項の項及び第九十六条第一項の項中「場合にあつては」を「場合
には」に改め、同表第九十七条第一項の項中「にあつては」を「には」に改める。

第二百十五条第一項中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「においては」を「
には」に改め、同項の表第八十一条第二項において準用する第七十四条第五項の項中「にあつては」を「
には」に改め、同表第八十二条第二項の項中「第二百九十一条の六第一項において準用する」の下に「第
八十一条第二項において準用する」を加え、同条第二項中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六
項後段」に、「においては」を「には」に、「第四項まで及び第五項前段」を「第五項まで及び第六項前
段」に改める。

第二百十五條の二の表第九十二條第一項の項中「第七十四條第五項」を「第七十四條第一項」に改め、「以下」の下に「この編において」を加え、「読み替えて」を削り、「第八十一條第一項の規定による」を「第七十四條第一項に規定する」に改め、同表第九十二條第三項の項を次のように改める。

第九十二條第三項	都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内
----------	---	-------

第二百十五條の二の表第九十二條第三項の項の次に次のように加える。

第九十二條第三項ただし書	地方自治法第七十四條第七項	地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第八十一條第二項において準用する同法第七十四條第七項 六十二日以内
--------------	---------------	---

にあつては三十一日以内

第二百十五条の二の表第九十四条第一項の項及び第九十六条第一項の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同表第九十七条第一項の項中「にあつては」を「には」に改める。

第二百十六条の二第一項中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「においては」及び「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「においては」を「には」に、「第四項まで及び第五項前段」を「第五項まで及び第六項前段」に改める。

第二百十六条の三の表第九十二条第一項の項中「第七十四条第五項」を「第七十四条第一項」に改め、「以下」の下に「この編において」を加え、「読み替えて」を削り、「第八十六条第一項の規定による」を「第七十四条第一項に規定する」に改め、同表第九十二条第三項の項を次のように改める。

第九十二条第三項

都道府県及び指定都市にあつては二
一箇月以内

箇月以内、指定都市以外の市町村に
あつては一箇月以内

第二百十六条の三の表第九十二条第三項の項の次に次のように加える。

第九十二条第三項ただし書	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条第七項
	都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内	六十二日以内

第二百十六条の三の表第九十四条第一項の項及び第九十六条第一項の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同表第九十七条第一項の項中「にあつては」を「には」に改める。

第二百十七条の二の表第九十二条第一項の項中「第七十四条第五項」を「第七十四条第一項」に改め、「以下」の下に「この編において」を加え、「の規定による」を「に規定する」に改め、同表第九十二条第三項の項を次のように改める。

第九十二条第三項	都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内
----------	---	-------

第二百十七条の二の表第九十二条第三項の次に次のように加える。

第九十二条第三項ただし書	地方自治法第七十四条第七項 都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内	地方自治法第二百九十一条の六第五項において準用する同法第七十四条第七項 六十二日以内
--------------	--	---

第二百十七条の二の表第九十四条第一項の項及び第九十六条第一項の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同表第九十七条第一項の項中「にあつては」を「には」に改める。

(公職選挙法施行令の一部改正)

第二条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、「第七十五条第三項」の下に「及び第五項」を、「第百六十六条第一項に係る部分を除く。」の下に「、第百九十八条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第十二項」を「、第十一項及び第十三項から第十項まで」に、「第三項、第四項、第七項」を「第四項、第五項、第八項」に改め、「第二百四十二条の三第五項」の下に「、第二百四十三条の二第一項」を加え、「読み替えて」を削り、同条第二項中「規定」の下に「並びに地方自治法施行令第七十三条第一項（第一号口に係る部分に限る。）の規定」を加え、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第三条 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「及び」を「並びに」に、「又は第三項」を「及び第三項」に改め、同条第五項中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」に、「行なう」を「行う」に改める。

(地方独立行政法人法施行令の一部改正)

第四条 地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「教育公務員の範囲(第三条)」を「役員等(第三条・第三条の二)」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 役員等

第三条に見出しとして「(教育公務員の範囲)」を付する。

第二章中第三条の次に次の一条を加える。

(役員等の損害賠償責任の一部免除の基準等)

第三条の二 法第十九条の二第四項に規定する政令で定める基準は、同条第一項に規定する役員等(以下

この条において「役員等」という。)が地方独立行政法人から法第十九条の二第四項の承認(以下この条において「一部免除承認」という。)の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき報酬、一部免除承認前に支給された退職手当その他総務省令で定める給付の一事業年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額(次項において「基準報酬年額

「という。」に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 理事長又は副理事長 六

二 理事 四

三 監事又は会計監査人 二

2 法第十九条の二第四項に規定する政令で定める額は、基準報酬年額とする。

3 地方独立行政法人は、一部免除承認を得ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を設立団体の長に提出しなければならない。

一 法第十九条の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「役員等の損害賠償責任」という。）の原因となった事実及び役員等が賠償の責任を負う額

二 法第十九条の二第四項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 法第十九条の二第四項の規定により役員等の損害賠償責任を免除すべき理由及び免除額

4 地方独立行政法人が役員等の損害賠償責任（監事及び会計監査人が負う役員等の損害賠償責任を除く。）について一部免除承認を得ようとするときは、あらかじめ、監事（監事が二人以上ある場合には、

各監事）の同意を得なければならない。

5 設立団体の長は、一部免除承認をしたときは、速やかに、その旨及び第三項各号に掲げる事項を設立団体の議会に報告するとともに、これらを公表しなければならない。

6 地方独立行政法人は、一部免除承認を得た場合において、当該一部免除承認後に役員等に対し退職手当その他総務省令で定める給付を支給するときは、設立団体の長の承認を受けなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、法第十九条の二第四項の規定による役員等の損害賠償責任の一部の免除に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第四十一条第一項中「係る」の下に「第三条の二第六項、」を加える。

（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第五条 市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「においては、同法」を「には、同法（第二百四十二条第十項及び第二百四十三条の二第一項を除く。）」に改め、同条の表第二百三十二条の六第一項の項を次のように改める。

第二百三十二条の六第一項	第二百三十五条	市町村の合併の特例に関する法律第四十四条ただし書
--------------	---------	--------------------------

第四十四条の表第二百三十二条の六第一項の項の次に次のように加える。

第二百三十二条の六第一項ただし書	会計管理者	合併特例区の長
------------------	-------	---------

第四十四条の表第二百四十二条第一項の項の次に次のように加える。

第二百四十二条第三項	監査委員	合併市町村の監査委員
	議会及び長	長

第四十四条の表第二百四十二条第三項の項中「第二百四十二条第三項」を「第二百四十二条第四項」に改め、同表第二百四十二条第四項の項中「第二百四十二条第四項」を「第二百四十二条第五項」に改め、同表第二百四十二条第五項及び第六項の項中「第二百四十二条第五項及び第六項」を「第二百四十二条第五項及び第六項」を「第二百四十二条第五項及び第六項」に改め、

六項及び第七項」に改め、同表第二百四十二条第七項の項中「第二百四十二条第七項」を「第二百四十二条第八項」に改め、同表第二百四十二条第八項の項を削る。

第四十四条の表第二百四十二条第九項の項の次に次のように加える。

第二百四十二条第十項	
普通地方公共団体の議会	合併特例区
関する議決をしようとする	ついて、市町村の合併の特例に関する法律第四十九条第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項の規定により、合併特例区協議会の同意を得た上で、合併市町村の議会の議決を経てする合併市町村の長の承認を受けようとする
監査委員	合併市町村の監査委員
聴かなければ	聴き、当該意見を合併特例区協議会

<p>第二百四十二条第十一 項</p>	<p>監査委員</p>	<p>及び合併市町村の長に報告しなければならぬものとし、合併市町村の長は、当該権利の放棄について、同項の規定により合併市町村の議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ当該意見を合併市町村の議会に報告しなければ</p>
<p>第二百四十二条第十一 項</p>	<p>監査委員</p>	<p>合併市町村の監査委員</p>

第四十四条の表第二百四十二条の二第一項の項を次のように改める。

<p>第二百四十二条の二第 一項</p>	<p>住民</p>	<p>区域内に住所を有する者</p>
<p>監査委員</p>	<p>の議会、長その他の執行機関</p>	<p>合併市町村の監査委員</p>
<p>の議会、長その他の執行機関</p>	<p>の長、合併特例区協議会</p>	<p>の長、合併特例区協議会</p>

	若しくは議会、長その他の執行機関	若しくは合併特例区の長、合併特例区協議会
--	------------------	----------------------

第四十四条の表第二百四十二条の二第二項の項を削り、同表第二百四十二条の二第一項の項の次に次のように加える。

第二百四十二条の二第二項第一号及び第三号	執行機関	合併特例区の長
第二百四十二条の二第二項第四号	執行機関	長
第二百四十二条の二第二項第一号	監査委員	合併市町村の監査委員
第二百四十二条の二第二項第二号	監査委員 議会、長その他の執行機関	合併市町村の監査委員 合併特例区の長、合併特例区協議会
第二百四十二条の二第二項	監査委員	合併市町村の監査委員

二項第三号	
第二百四十二条の二第 二項第四号	<p>監査委員</p> <p>議会、長その他の執行機関</p>
	<p>合併市町村の監査委員</p> <p>合併特例区の長、合併特例区協議会</p>

第四十四条の表第二百四十一条の三第五項の項の次に次のように加える。

第二百四十三条の二第 一項	<p>普通地方公共団体は</p> <p>普通地方公共団体の長若しくは委員 会の委員若しくは委員又は当該普通 地方公共団体の</p> <p>普通地方公共団体の長等</p> <p>普通地方公共団体に</p>	<p>合併特例区の長は</p> <p>合併特例区の長又は</p> <p>合併特例区の長等</p> <p>合併特例区に</p>
第二百四十三条の二第 二項	<p>議会</p> <p>関する議決をしようとする</p>	<p>長</p> <p>ついて、市町村の合併の特例に關す る法律第五十四条第一項の規定によ</p>

	監査委員	聴かなければ
り合併特例区協議会の同意を得た上で、同条第二項及び第三項の規定により合併市町村の議会の議決を経てする合併市町村の長の承認を受けようとする	合併市町村の監査委員	聴き、当該意見を合併特例区協議会及び合併市町村の長に報告しなければならぬものとし、合併市町村の長は、当該合併特例区規則の制定又は改廃について、同項の規定により合併市町村の議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ当該意見を

	<p>第二百四十三条の二第二項</p>	<p>合併市町村の議会に報告しなければ</p>
<p>三項</p>	<p>監査委員</p>	<p>合併市町村の監査委員</p>

第四十四条の表第二百四十三条の二第二項の項中「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二の二第一項」に改め、同表第二百四十三条の二第三項及び第四項の項中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の二第三項」に改める。

第四十四条の表第二百四十三条の二第八項の項を次のように改める。

<p>第二百四十三条の二の二第八項</p>	<p>監査委員が</p>	<p>合併市町村の監査委員が</p>
<p>議会の</p>	<p>得て</p>	<p>合併特別区協議会の</p>
<p>得て</p>	<p>あらかじめ監査委員</p>	<p>得た上で、合併市町村の議会の議決を経てする合併市町村の長の承認を受けて</p>
<p>あらかじめ監査委員</p>		<p>合併特別区の長は、あらかじめ合併</p>

	<p>その意見を付けて議会に付議しなければ</p>	<p>市町村の監査委員</p> <p>当該意見を合併特例区協議会及び合併市町村の長に報告しなければなら ないものとし、合併市町村の長は、 当該賠償責任の全部又は一部の免除 について、合併市町村の議会の議決 を経ようとするときは、あらかじめ 当該意見を合併市町村の議会に報告 しなければ</p>
--	---------------------------	--

第四十四条の表第二百四十三条の二第九項の項中「第二百四十三条の二第九項」を「第二百四十三条の二第九項」に改める。

第五十条第一項中「第七百七十三条の二まで」を「第七百七十三条の三まで」に、「第六百六十九条の二第一号」を「同令第六百六十九条の二第一号、第七百七十三条及び第七百七十三条の三」に改め、同項の表第五十

六条第一項の項を次のように改める。

第五百十六条第一項第一号	会計管理者若しくは指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関（以下この条において「会計管理者等	合併特例区の長、出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関（以下この条において「合併特例区の長等
--------------	--	---

第五十条第一項の表第六十一条第一項の項中「第六十一条第一項」を「第六十一条第一項第十五号及び第十七号」に改め、同表第六十二条及び第六十三条の項中「第六十二条及び第六十三条」を「第六十二条第六号及び第六十三条第八号」に改め、同表第六十四条の項を次のように改める。

第六百六十四条	会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関	合併特例区の長又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関
---------	---	-------------------------------

第五十条第一項の表第六百六十四条の項の次に次のように加える。

第六百六十四条第五号	規則	合併特例区規則
------------	----	---------

第五十条第一項の表第六十七條の二第一項、第六十七條の七第一項及び第六十七條の十六第一項の項中「第六十七條の二第一項」を「第六十七條の二第一項第一号、第三号及び第四号」に、「及び」を「並びに」に改め、同表第六十九條の二第二号の項を次のように改める。

<p>第六十九條の二第二号</p>	<p>及び地方独立行政法人</p>	<p>、地方独立行政法人及び普通地方公共団体</p>
-------------------	-------------------	----------------------------

第五十条第一項の表第七十一條の五及び第七十一條の六第一項の項の次に次のように加える。

<p>第七十三條第一項</p>	<p>次の</p>	<p>合併特例区又は合併市町村から同項の損害を賠償する責任（第三項及び第四項において「合併特例区の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の</p>
-----------------	-----------	---

	同項
<p>二第一項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項において「合併特例区の長等の基準給与年額」という。）に、次の</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項</p>	

	<p>普通地方公共団体の長等（ 普通地方公共団体の長等」 当該各号に定める</p>		
<p>合併特例区の長等（ 合併特例区の長等」 それぞれ次に定める数を乗じて得た</p>	<p>第七十三条第一項第一号</p>	<p>地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。 ）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度にお</p>	<p>合併特例区の長 二</p>

いて在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地

	<p>第七十三條第一項第 二號</p>
<p>方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p>	<p>地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を</p>
<p>合併特例区の職員 一</p>	

<p>第七十三條第二項</p>	
<p>次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額</p>	<p>除く。）の一會計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p>
<p>地方自治法第二百四十三條の二第一項の条例</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律第四十七條において準用する地方自治法第二百四十三條の二第一項の合併</p>	<p>合併特例区の長等の基準給与年額</p>
<p>第七十三條第三項</p>	

<p>第七十三條第三項第一號</p>	<p>普通地方公共団体の長等が責任</p>	<p>合併特例区の長等が</p>
<p>第七十三條第三項第一號</p>	<p>普通地方公共団体の長等の損害賠償責任</p>	<p>合併特例区の長等の損害賠償責任</p>
<p>普通地方公共団体の議会</p>	<p>普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を</p>	<p>合併特例区の合併特例区協議会並びに合併市町村の議会及び長</p>
<p>公共団体の長等</p>	<p>普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等</p>	<p>合併特例区における合併特例区の長等</p>
<p>普通地方公共団体の長は</p>	<p>「一部免責条例</p>	<p>合併特例区の長は「一部免責合併特例区規則</p>
<p>普通地方公共団体の長は</p>	<p>「一部免責条例</p>	<p>合併特例区の長は「一部免責合併特例区規則</p>
<p>普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等</p>	<p>「一部免責条例</p>	<p>合併特例区における合併特例区の長等</p>
<p>普通地方公共団体の長等が</p>	<p>「一部免責条例</p>	<p>合併特例区における合併特例区の長等</p>
<p>普通地方公共団体の長等が</p>	<p>「一部免責条例</p>	<p>合併特例区における合併特例区の長等</p>
<p>普通地方公共団体の長等が</p>	<p>「一部免責条例</p>	<p>合併特例区における合併特例区の長等</p>

二号	一部免責条例	一部免責合併特例区規則
第七十三号 第三号	普通地方公共団体の長等	合併特例区の長等
第七十三号 第四号	普通地方公共団体の長等の損害賠償責任	合併特例区の長等の損害賠償責任

第五十条第一項の表第七十三号の二の項を次のように改める。

第七十三号 第三号	普通地方公共団体の規則	合併特例区規則
--------------	-------------	---------

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条第一項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

(市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 市町村の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村の監査委員（第三項において「合併市町村の監査委員」という。）は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に市町村の合併の特例に関する法律施行令第四十四条の規定により読み替えられた同法第四十七条において準用する地方自治法等の一部を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方自治法第二百四十二条第一項の規定による請求があつたときは、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「新なお効力を有する合併特例法施行令」という。）第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法（改正法第五条の規定による改正後のなお効力を有する合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法をいう。次項及び第三項において同じ。）（第三項において「新なお効力を有する合併特例法」という。）第四十七条において準用する改正法第一条の規定による改正後の地方自治法をいう。以下この条において同じ。）第二百四十二条第三項の規定の例により、当該請求の要旨を市町村の合併の特例

に関する法律第二十六条第一項に規定する合併特例区（第三項において「合併特例区」という。）の長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は、施行日において新なお効力を有する合併特例法施行令第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法第二百四十二条第三項の規定によりされたものとみなす。

2 新なお効力を有する合併特例法施行令第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法第二百四十二条第十項の規定は、施行日以後に同条第三項の規定によりその要旨が通知された同条第一項の規定による請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関するなお効力を有する合併特例法第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会（次項において「合併特例区協議会」という。）の同意及びなお効力を有する合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村の議会の議決を経てする当該合併市町村の長の承認について適用する。

3 合併特例区の長は、新なお効力を有する合併特例法第四十七条及び新なお効力を有する合併特例法施行令第四十四条の規定により読み替えられた準用新地方自治法第二百四十三条の二第一項の合併特例区規則の制定について、合併特例区協議会の同意を得た上で、なお効力を有する合併特例法第二条第二項に規定

する合併市町村の議会の議決を経てする当該合併市町村の長の承認を受けようとするときは、施行日前においても、合併市町村の監査委員の意見を聴くことができる。

理 由

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等を定めるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。